

「綾瀬市立北の台小学校いじめ防止委員会設置要領」

1 目的

この要領は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第22条に基づき、綾瀬市立北の台小学校に「いじめ防止委員会(以下、「委員会」という。)」を設置運営することについて、必要な事項を定める。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) スクールアンケートの実施・集計・分析等定期的な実態の把握に関する事。
- (2) いじめの通報又は相談の受付及び処理に関する事。
- (3) いじめが心身に及ぼす影響等いじめ問題に関する児童の理解を深める事。
- (4) いじめ事案への対応及び事実確認調査等に関する事。
- (5) 校内既存組織の活用及び連携に関する事。
- (6) その他いじめ防止対策に必要と認められる事。

3 委員会の構成

委員会は、次表に掲げる者で構成する。ただし、事案の状況により、必要に応じて専門家等を構成員に追加することができる。この場合において、委嘱等の手続きは省略し、任期は設けない。

委員長	校長
副委員長	教頭
委員	総括教諭
	(事案に応じて)
	学年代表
	学級担任
	養護教諭
	スクールカウンセラー
	その他必要と認めるもの

4 委員会の運営

- (1) 委員会は、校長が招集し、おおむね月1回を定例会として開催する。ただし、必要の都度臨時に開催することができる。
- (2) 委員会は、必要と認めるときは、委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- (3) 委員会は、必要と認めるときは、会議を公開することができる。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

6 適用

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。